

UOBとFDI Advisory Unitについて

United Overseas Bank Limited (UOB) は、アジア太平洋、ヨーロッパ、北アメリカの19カ国・地域において500拠点以上のグローバルネットワークを有する大手銀行です。アジアにおいては、シンガポールに本店を置き、中国、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムに子会社、その他アジア諸国に支店を構え、営業を行っています。

UOBは2011年に設立され、東南アジアの銀行としては初めて外国直接投資 (FDI) 専門のアドバイザーユニットを設置し、市場に関する深い洞察と、地域の政府機関や業界団体、ビジネス協会などからなる銀行のパートナーエコシステムへのアクセスを提供することで、企業の市場参入を支援しています。UOBには、中国、香港特別行政区、インド、インドネシア、日本、マレーシア、ミャンマー、シンガポール、タイ、ベトナムに設置された10のFDIセンターがあります。

ベトナムのFIAおよびIPCについて

外国投資庁 (FIA) は、計画投資省 (MPI) に属する組織です。本機関は、計画投資大臣へのアドバイス、ベトナムにおける外国直接投資活動およびベトナムの海外における直接投資活動に関する国家管理機能の実行を委託されています。

投資促進センター (IPC) — ベトナム南部・北部投資促進センター (IPCS・IPCN) は、MPI傘下のFIAが管轄するユニットであり、ベトナム南部・中部・北部への投資促進機能を有しています。IPCは、ダナンに代表事務所を設置し、ベトナム中部への外国投資を支援しています。

詳細情報については以下をご覧ください <http://fiajp.mpi.gov.vn/>
または<https://ipcs.mpi.gov.vn/>

詳細情報について



当社のウェブサイト
www.UOBgroup.com/FDI をご覧いただくか、FDI@UOBgroup.com までメールしてください



UOB ASEAN Insightsでは、ASEAN地域をナビゲートするのに役立つガイド、意見記事、アドバイザー・ヒントをご覧ください。



RIGHT BY YOU



ベトナム 投資クイックガイド

本パンフレットは、企業の皆様にベトナムへの海外直接投資の概要を説明するために編集されたものです。オンラインパンフレットに記載されている情報は、一定の前提と既知のデータの分析に基づいており、2021年6月時点の実勢を反映していますが、これらはすべて時を問わず予告なしに変更される可能性があります。この資料は、投資家や投資家予備軍に対するアドバイスや推奨として依拠するものではありません。また、特定の投資家の投資目的、財務状況、ニーズを考慮したものではありません。本情報は、投資が適切であるか否かを判断する際に、専門家のアドバイスと共に考慮されるべきものです。弊行は、このパンフレットに含まれる情報の正確性、または完全性に関して、明示的、または黙示的を問わず、表明または保証するものではなく、いかなる人または事業体に対しても、生じたいかなる損失または損害に関して責任を負いません。このパンフレットに含まれている情報の依存によって、直接的または間接的に被った損害、及び誤り、不正確または漏れについては、一切責任を負いかねます。

本書の日本語版と英語版に相違がある場合は、英語版を標準としてご利用ください。



税金とインセンティブ

20%

ベトナムの標準的な法人所得税（CIT）

5-35%

個人所得税*

*税務上の居住者の給与所得

投資インセンティブの対象となるプロジェクトの例

- 付与されるインセンティブは、規制された奨励セクター、立地、規模に基づいています。
- インセンティブは10%をはじめに、15%、17%もあり、期間は10年、15年、または投資期間全体となっています。

1 大規模製造業プロジェクトのインセンティブ

- 15年間、10%の法人所得税率が適用されます。
- 投資資金が6兆ドン以上の大規模製造プロジェクトで、投資許可日から3年以内に、かつ、収益を上げた年から3年以内に支出されるもので、以下のいずれかの条件を満たすもの：
 - 最低3,000人以上のフルタイムの従業員を有していること；
 - 年間売上高が10兆ドン以上であること。

特別投資インセンティブ

- 15年から37.5年までの期間、5%から10%の法人所得税率が適用されます。
- 法人所得税の免除期間は6年以内です。
- 優遇法人所得税の50%軽減期間は13年以内です。
- 特別優遇投資プロジェクトは、基準1または基準2のいずれかを満たしていれば、関連するインセンティブを申請できます：
 - 基準1：イノベーションセンターまたは研究開発（R&D）センターを設立する投資プロジェクトで、総投資額が3兆ドン以上であり、3年以内に少なくとも1兆ドンが支出されるもの。
 - 基準2：特別投資優遇措置の対象となる事業分野の投資プロジェクトで、総投資額が30兆ドンからで、3年以内に少なくとも10兆ドンが支出されるもの。

許可されている外国人の株式保有

ベトナムの公開会社は、外国投資の条件となる事業を行っている場合を除いて、外国人が100%の保有権を持つことができます。この場合、外国人の保有権の上限は法律で規定されますが、法律で規定された上限がない場合には、外国人49%の保有権上限が適用されます。

投資プロセスの簡単な流れ



フェーズ1:

DPIまたは工業地帯管理局からの投資ライセンスの準備。

タスク

投資ライセンスの手配

前提条件となる文書

- 投資家作成のプロジェクト詳細を記載した申請書
- 2年分の財務諸表、または親会社ないし金融機関からの資金援助の確約、または投資家の財務能力を保証するもの
- 土地やオフィスの賃貸に関するMOUまたは契約書
- 事業会社契約
- 身分証明書(パスポートまたはIDカード)



フェーズ2:

DPIまたは工業地帯管理局からの投資登録証明書（IRC）の申請

- 一般的なプロジェクトでは目安は15日
- 省人民委員会の投資原則承認が必要なプロジェクトの場合、目安は約40日
- 首相からの投資原則承認を必要とする主要プロジェクトの場合、目安は45日



フェーズ3:

DPIからの企業登録証明書（ERC）の申請

- 目安は3営業日



フェーズ4:

事業の開始

UOBとFIAの提携について

ユナイテッド・オーバーシーズ銀行（UOB）は、海外からベトナムへの直接投資を促進するための協業の一環として、2015年からベトナムの外国投資庁（FIA）と覚書を締結しています。

今回の提携により、FIAはベトナム北部、中部、南部にある投資促進センター（IPC）に専任の人材を配置し、UOBの外国直接投資（FDI）アドバイザリーユニットと直接連携して、ベトナムへの投資を検討している企業を支援することになります。



支援者・支援団体：

